

お客様各位

『建築法規PRO2026 図解建築申請法規マニュアル』内容補正について

本書の一部記載に内容補正が必要となりました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

(※下線を付した箇所が、訂正・加筆等を行った箇所になります。)

1. 表の差し替え

最新の告示の改正内容が反映されていない表がありましたので、以下の表への差し替えをお願いいたします。

該当箇所：284頁「(2) 内装制限を受けない建築物の部分」に掲載している以下の表

【令128条の5第7項による内装制限の緩和(令2国交告251号)】

告示	1号 (天井が3m以上の建築物の居室部分の緩和)	2号 (警報設備・スプリンクラー設備を設けた避難容易な建築物の部分の緩和)	3号 <u>(階数2以下かつ延べ面積500㎡以下の建築物の緩和)</u>	4号 (天井を準不燃材料・スプリンクラー設備を設けた建築物の壁の内装制限の緩和)	5号 <u>(排煙設備とスプリンクラーを設けたものの緩和)</u>
条件	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉 居室であること 〈2〉 床面積が100㎡以内で間仕切り壁および防火設備で有効に区画 ※防火扉は常時閉鎖式、もしくはは随時閉鎖式で遮炎性能付(居室にスプリンクラー等または消火上有効な措置の場合10分防火設備にできる) 〈3〉 天井の高さ3m以上 ※避難経路として利用されていない居室であること 	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉 避難階または避難階の直上階にある部分 〈2〉 延床面積500㎡以内の建築物の部分 ※居室非居室、避難経路問わず 〈3〉 (令110条の5) 自動火災報知設備の設置 <u>〈4〉 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備で自動式のもの等の設置または消火上有効な措置</u> 〈5〉 屋外への出口等、当該部分から道に容易に避難できる出口(注) 	<ul style="list-style-type: none"> <u>〈1〉 階数が2以下かつ延べ面積500㎡以下</u> <u>〈2〉 屋外への出口等、当該部分から道に容易に避難できる出口</u> <u>〈3〉 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備で自動式のもの等の設置または消火上有効な措置</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉 建築物の部分の天井を準不燃材料にしたもの <u>〈2〉 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備で自動式のもの等の設置または消火上有効な措置</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 〈1〉 (令126条の3) 排煙設備の設置 <u>〈2〉 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備で自動式のもの等の設置または消火上有効な措置</u>
緩和の適用外	<ul style="list-style-type: none"> ・1項内装(特定配慮特殊建築物)(別表第1(イ)(1)欄①の用途)、病院・診療所(患者の収容施設のあるもの)、児童福祉施設等(入所するもの)、自動車車庫・自動車修理場、地階居室(①②③) ・3項内装(無窓居室) ・4項内装(火気使用室) 		<ul style="list-style-type: none"> <u>・自動火災報知設備が設置されている特定配慮特殊建築物(平12建告1436号4号口)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・1項内装2号自動車車庫・自動車修理場、3号地階居室(①②③) ・3項内装(無窓居室) ・4項内装(火気使用室) 	

(注) 令2国交告251号2号の(5)について、「屋上への出口等」、「その他当該部分に存する者が容易に道に避難することができる出口」

2. 誤りの訂正

①該当箇所：278頁「【図表6】」「〈C〉機械排煙方式の付室型の特別避難階段」の図中の文言

誤：「⑧はめごろし戸を設置」 ⇒ 正：「⑧はめごろし戸を設置可」

②該当箇所：281頁「(3)」の表題部分

誤：「(3) 路地状敷地の非常用進入口等 ◆平27国交告255号」 ⇒ 正：「(3) 路地状敷地の非常用進入口等」（「◆平27国交告255号」をトル）

以上

第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17

TEL：0120-203-694／FAX：0120-302-640